

補助対象事業一覧

	事業名	事業の内容	補助対象経費	補助率	限度額 (千円)
1	研修事業	消費者に魅力のある商店街づくりの具体的な方策を定めるために行う調査研究、研修会、講習会開催に係る経費の一部を補助	講師謝金、講師旅費、事業経費（会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、通訳・翻訳料、原稿料、消耗品費、借損料、雑役務費）、委託料	当該事業費の2分の1以内	100
2	情報提供事業	商店街マップ、パンフレット、タウン誌等の新規作成や商店街団体が自ら管理運営するホームページの開設に係る経費の一部を補助	事業経費（会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、消耗品費、借損料、雑役務費）、委託料、LAN工事費	当該事業費の2分の1以内	500
3	経営相談事業	主として個店の売上増加を目的とした経営コンサルタントの派遣に係る経費の一部を補助	報償費、コンサルタント旅費	当該事業費の2分の1以内	300
4	イベント事業	商業の振興のため、消費者を誘引することを目的とした商店街団体等が主催するイベントに係る経費の一部を補助	報償費、事業経費（会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、消耗品費、借損料、雑役務費）、委託料	当該事業費の2分の1以内	1,500
5	統一景観事業	連続した3店舗以上の外装を対象に路上又は店舗が道路に面する部分を共通のディスプレイ（店舗の	消耗品費、借損料、委託料、工事請負費、備品購入費、原材料費	当該事業費の2分の1以内	1,500

		看板、文字、色彩、デザイン等)や花鉢等を配置し、景観の統一性を図るための経費の一部を補助			
6	新規創業者支援事業	新規に創業し営業を開始する中小企業者等の店舗家賃(賃貸借契約期間が1年以上のもの)および開業準備経費の一部を補助	店舗賃借料(営業開始月から連続する36か月分、1ヶ月分の上限額100千円)	営業開始月から連続する12月の間	1ヶ月分の賃借料につき限度額66千円
				営業開始後13から24月までの間	1ヶ月分の賃借料につき限度額50千円
				営業開始後25から36月までの間	1ヶ月分の賃借料につき限度額33千円
					開業準備経費(施設改修費、広告宣伝費、備品購入費)
7	施設整備等事業	商店街等に商店街団体等が設置する4店舗以上が共同で利用するための施設の設計に係る経費及び防犯対策、低炭素化等のための施設等の整備に係る経費の一部を補助	設計委託料、消耗品費、委託料、工事費、備品購入費、原材料費	当該事業費の2分の1以内	1,500
8	商業活性化補助金活用支援事業	商業の活性化の促進を目的として国等(市を除く。以下同じ。)が交付する補助金を活用し、商店街団体等が行う事業	事業経費(左記の実施に当たり必要とされる経費)	国等による補助金の交付の決定を受けた事業の自己負担に係る事業	1,500

		の実施に係る経費の一部を補助		費の2分の1以内	
9	買物弱者対策支援事業	商店街団体等が実施する買物弱者対策のための事業に係る経費の一部を補助	店舗賃借料、消耗品費、印刷製本費、工事費、備品購入費、原材料費、借上料	当該事業費の2分の1以内	1,500
10	事業拡大等事業	第3条第1項第6号及び第7号に該当する事業者の事業拡大に係る経費の一部を補助	事業拡大経費（施設改修費、広告宣伝費、備品購入費）	対象経費の2分の1以内	500
11	市長が特に認める事業			当該事業費の2分の1以内	1,500

千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

国、県等から助成等がある場合は、その助成額に該当する経費は補助対象外とする。